

(公 募)

山口勤労者総合福祉センター指定管理者候補者選定結果

- 1 施設の名称 山口勤労者総合福祉センター
- 2 指定の期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日
- 3 指定管理者候補者選定結果
株式会社 さんびる
代表取締役 田中 正彦
島根県松江市乃白町薬師前3番地3
- 4 指定管理者候補者の概要（目的、事業内容、事業実績等）
本法人は、ビル総合管理、指定管理者制度による公共施設の管理・運営、スポーツ教室・介護予防教室・健康教室その他文化教室の運営などを営むことを目的として設立されている。
この目的を達成するため、ビルメンテナンス事業を始めとする各種事業を行っている。公共施設の指定管理業務については中国各県で複数の実績を有している。
- 5 募集及び選定の経過
募集要項・仕様書の決定 令和5年6月27日（火）
受付期間 令和5年8月1日（火）～令和5年9月22日（金）
現地説明会 令和5年8月7日（月）
質問書の受付 令和5年8月1日（火）～令和5年8月18日（金）
選定委員会によるヒアリング及び審査 令和5年10月16日（月）
- 6 指定管理者応募団体
(1) 株式会社 さんびる
(2) 株式会社 三宅商事
- 7 選定の方法
(1) 選定委員会委員
今井 宏二 山口市商工振興次長（委員長）
藤村 伸一 山口市商工振興部ふるさと産業振興課長
重村 奈津枝 山口商工会議所事務局長
増本 好夫 湯田地区町内会連合会長
齋藤 英智 国立大学法人山口大学経済学部准教授
(2) 提出書類の確認
応募団体からの提出書類については、募集要項に定める応募の資格等を満たし、適正に記載されていることを確認しました。
(3) 応募団体ヒアリング
応募団体に対し、応募団体ヒアリングへの出席を求め、提案内容等についての説明及び質疑応答を行いました。
実施日 令和5年10月16日（月）
場 所 市役所第7会議室
要 領 1団体につき40分間のヒアリング

(4) 審査内容

提案内容の審査については、各応募団体の指定申請等書類及びヒアリングの内容を基に、選定委員会において、選定基準〔別紙1〕に掲げる評価項目ごとに評価を行い、次の審査基準により候補者として選定しました。

【第1審査基準】

総配点合計の6割（基準点）を超えかつ最も多くの委員が最も高い採点をした団体を候補者とする。

【第2審査基準】

最も高い採点をした委員数が同数となり、第1審査基準により候補者が決しない場合は、当該団体のうち総計得点の最も高い団体を候補者とする。

※ 第1審査基準を優先的に適用するため、総計得点が上回っていても候補者として選定されない場合があります

8 選定結果の概要

【第1審査基準】

最も高い採点をした委員の人数	株式会社 さんびる	A
	4	4

【第2審査基準】

選定基準	配点	委員数	総配点	株式会社 さんびる	A
利用者の公平性・平等性の確保	10	5	50	35	32
施設の効用の最大限の発揮	35	5	175	121	115
管理運営経費の縮減	15	5	75	37	49
管理を安定して行う人的、財政的基盤	15	5	75	52	46
利用者の安全・安心確保	10	5	50	34	33
市の施策への貢献度	15	5	75	54	50
総計	100	5	500	333	325
基準点	—	—	300		

9 講評

山口勤労者総合福祉センターは、勤労者の福祉の充実及び勤労意欲の向上を図るための研修及びスポーツその他の活動の場として、大きな役割を果たしています。また、湯田地域交流センターなど他の公共施設と隣接しており、地域振興についても大きな期待がされています。

そこで、指定管理者になろうとする団体については、施設の持っている目的や性格を踏まえ、（別紙1）指定管理者候補者選定基準に基づき検討し、審査しました。

株式会社さんびるについては、現在、当該施設の指定管理者であり、これまでの実績や経験から全体的に安定感があることが認められます。特に、多様な利用者に配慮した取組の提案や利用者の要望等の把握を管理業務に反映する方策が評価されるとともに、地域・自治体・指定管理者が三位一体となって地域の活性化に貢献するという考え方のもと、現指定管理者として地域団体等との積極的な連携による取組の実績を生かした提案が評価を得ました。

以上のような点を踏まえ、審査基準に従って株式会社さんびるを山口勤労者総合福祉センター指定管理者の候補者として選定します。

別紙1 指定管理者候補者選定基準

選 定 基 準	配 点
① 利用者の公平性・平等性の確保 ・ 公の施設を運営するにあたっての基本的な考え方 ・ 利用者の公平・平等な利用を確保するための方策	10
② 施設の効用の最大限の発揮 ・ 施設管理の運営方針 ・ 利用者ニーズの把握のための方策 ・ 利用促進に向けた方策 ・ サービス向上のための方策 ・ 自主事業計画の妥当性 ・ 苦情対応のための方策	35
③ 管理運営経費の縮減 ・ 施設維持管理のための方策 ・ 効率的・経済的な施設管理（収支予算書の妥当性） ・ 指定管理料の提案額と予定額の比較	15
④ 管理を安定して行う人的、財政的基盤 ・ 適切に行える職員体制 ・ 職員の指導育成・研修体制 ・ 安定した管理を行うための財政的基盤	15
⑤ 利用者の安全・安心確保 ・ 危機管理・安全管理体制 ・ 個人情報の取り扱いの方針及び具体的手法	10
⑥ 市の施策への貢献度 ・ 地域団体等との連携 ・ 市の施策をふまえた事業活動の提案及び実績	15
合 計	100